大口町防災行政用無線運営規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、大口町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する大口町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の運営について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　無線局　電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

(2)　基地局　電波法施行規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１４条）第４条第１項第６号に規定する基地局をいう。

(3)　固定局　電波法施行規則第４条第１号に規定する固定局をいう。

(4)　無線設備　電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

（無線局の設置）

第３条　固定局については、別表のとおり親局及び子局を設置する。

（無線局の任務）

第４条　無線局は、町における防災及び行政上の責務を遂行するために活動しなければならない。

（無線の統制）

第５条　無線局に関する全般の管理及び通信の統制を行うため統制卓を役場無線室に設置し、町民安全課長が管理、運用する。

（無線管理者）

第６条　無線局に無線管理者（以下「管理者」という。）を置く。

２　管理者は、各無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　管理者は、町長の職にある者を充てる。

（管理責任者）

第７条　無線機局の各無線系に、管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

２　責任者は、管理者の命を、当該無線系の管理、運用の業務を行うとともに、運用主任者及び通信担当者を指揮監督する。

３　責任者は、主管課長の職にある者を充てる。

（運用主任者及び通信担当者）

第８条　無線局の各無線系に、運用主任者（以下「主任者」という。）及び通信担当者（以下「担当者」という。）を置く。

２　主任者は、責任者が各無線系の担当者の中から１名を選任し、管理者が任命する。

３　担当者は、責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を選任し、管理者が任命する。

４　主任者及び担当者（以下「主任者等」という。）は、責任者の命を受け、各無線系を管理、運用し、無線系に係る業務を処理する。

第２章　運用

（無線局の義務）

第９条　無線局は、電波法を尊守するとともに、統制管理の指示に従い、かつ、無線回線の独占を排して互いに協調し合わなければならない。

第１０条　無線局は、町における防災及び行政に関する通信以外の通信を行ってはならない。ただし、電波法第５２条の規定による通信については、この限りではない。

（運用時間）

第１１条　無線局の運用時間は常時とする。

（通信の種類）

第１２条　通信の種類は、次に揚げるとおりとする。

(1)　非常通信　地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が

発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信で他人から依頼された通信をいう。

(2) 緊急通信　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に人命及び財産の保護並びに国土の保全のために行う通信、並びに平常時において、早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。

(3) 試験通信　無線回線の状態又は機器の動作状態を試験するため、任意の相手局と感度は明瞭度の照会を行う通信をいう。

(4) 一斉通信　同一事項について、一斉に行う通信をいう。

(5) 普通通信　前各号に揚げる通信以外の一般的な通信をいう。

（通信の順位）

第１３条　通信の順位は、非常通信及び緊急通信を第１順位、一斉通信を第２順位としその他の通信を第３順位とする。

２　同一順位の通信においては、人命の保護に関する通信を優先しなければならない。

３　管理者は、災害のあったとき、又は特別の理由があると認めるときは、前２項の規定にかかわらず通信の順位を変更することができる。

（通信の方法等）

第１４条　通信の方法等については、大口町防災行政無線取扱要綱（昭和５６年大口町要綱第２号）による。

（非常緊急時等における措置）

第１５条　管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときその他特に必要がると認めるときは、一般行政のための通信を制限し、その他通信統制上の必要な措置をとることができる。

第１５条の２　管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときに備えて、あらかじめ担当者の動員計画を策定しておくものとする。

（通信不能の場合の措置）

第１６条　主任者等は､事故その他の理由により通信ができないときは､速やかに､その旨を統制管理者に連絡して指示を受けなければならない。

（無線局運営の記録）

第１７条　主任者等は、必要書類に通信状況等を記録しなければならない。

第３章　管理

（無線設備の動作状態の把握）

第１８条　主任者等は、各自の無線設備の動作状態を常に把握して、無線局の通信の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

（無線局の活用）

第１９条　固定局は、非常の場合に当該無線設備がただちに活用できるよう、備えなければならない。

（無線設備の管理）

第２０条　管理者は、無線設備の正常な動作状態を維持するために一定の期間ごとに、主任者等に命じて無線設備の点検及び整備を行わせなければならない。

（重要事項等の報告）

第２１条　責任者は、無線設備等の重要事項に変更が生じた場合には、速やかに、管理者に報告して指示を受けなければならない。

２　前項に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、管理者に報告しなければならない。

(1) 非常通信を発動したとき。

(2) 緊急通信を発動したとき。

(3) 非常通信の訓練を実施したとき。

（抄録の提出）

第２１条の２　責任者は、次条第１項第５号に規定する無線業務日誌によって、毎年１月から１２月までの期間ごとの当該期間における通信回数等所要事項をとりまとめの上、日誌抄録として翌年の１月末日までに東海総合通信局長に報告する

ものとする。

（書類の備付け）

第２２条　無線局は、電波法第６０条及び電波法施行規則第３８条の規定により備え付けておかなければならない書類のほか次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

(1) 無線局法定書類、無線運営規程及び無線取扱要綱　　無線局開設中保存
(2) 無線設備関係報告者控　　使用後２年保存
(3) 無線設備定期点検報告書　　使用後２年保存
(4) 取扱説明書及び試験成績書　　当該設備使用期間中保存
(5) 無線業務日誌　　使用後２年保存
(6) 無線機保全点検簿　　使用後１年保存
(7) 発電機保全点検簿　　使用後１年保存
(8) 気象等予警報伝達受信分　　使用後１年保存
(9) ファクシミリ送受信簿　　使用後１年保存

２　主任者等は、前項の規定により備え付けられた書類を適正に管理保存しなければならない。なお、重要書類等は町民安全課に置くものとする。

（通信訓練）

第２３条　管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信の適正かつ円滑な運営を図るため、次の訓練を行うものとする。

(1) 毎年１回以上県の行う防災訓練に併せた総合通信訓練
(2) 毎年４回、各四半期ごとの定期通信訓練

（研修）

第２４条　管理者は、毎年１回以上、無線取扱者等に対して、電波法等法規、無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

第４章　その他

（実施に関する事項）

第２５条　この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則（昭和５６年５月１日　大口町規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５５年５月２０日から適用する。

附　則（昭和５７年３月１１日　大口町規程第１号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５６年６月１日から適用する。

附　則（昭和５７年３月１１日　大口町規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５７年２月１日から適用する。

附　則（昭和５９年３月３１日　大口町規程第３号）

この規程は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年４月１１日　大口町訓令第６号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年９月２９日　大口町訓令第７号）

この訓令は、昭和６３年１０月１日から施行する。

附　則（平成元年７月３１日　大口町訓令第１１号）

この訓令は、平成元年７月３１日から施行する。

附　則（平成２年４月２７日　大口町訓令第６号）

この訓令は、平成２年４月２７日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成３年４月１日　大口町訓令第３号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月３１日　大口町訓令第６号）

この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成７年１０月２３日　大口町訓令第２号）

この訓令は、平成７年１０月２３日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附　則（平成８年４月２６日　大口町訓令第１０号）

この訓令は、平成８年４月２６日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成８年４月１日から適用する。

附　則（平成１８年２月２４日　大口町訓令第３号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附　則（平成２１年３月２７日　大口町訓令第１８号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第２１条の２の改正規定は、告示の日から施行する。

附　則（平成２３年３月２９日　大口町訓令第４号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附　則（平成２４年６月２６日　大口町訓令第１１号）

この訓令は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２５年３月２７日　大口町訓令第１号）

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

種　　類		呼出名称	設置場所又は常置場所
固定局	親　　局	こうほうおおぐち	大口町役場無線室及び宿直室
			丹羽消防署
	拡声子局		大口中学校
			大口町屋内運動場
			大口南小学校
			大口北小学校
			大口西小学校
			大口町中央公民館
			秋田学習等共同利用施設
			豊田学習等共同利用施設
			大屋敷学習等共同利用施設
			外坪学習等共同利用施設
			河北学習等供用施設
			余野学習等共同利用施設
			上小口学習等供用施設
			中小口地区コミュニティセンター
			下小口学習等共同利用施設
			さつきケ丘防災センター
			余野２号公園
	戸別子局		公共機関及び公共施設
			子局の設置を希望する世帯
			子局の設置を希望する事業所
			町長が子局の設置を必要と認めるもの